

新たな北海道総合開発計画の策定について

国土交通省北海道局

令和4年3月28日

1 北海道総合開発計画について

北海道総合開発計画の枠組み等

- 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計画的に北海道開発を進めてきた。
- 特に北海道開発法(昭和25年法律第126号)の制定後は、同法に基づきこれまで8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々々の国の課題の解決に寄与することを目的に、積極的な開発を行ってきた。(昭和27年度以降を計画期間とする第1次計画以降、切れ目なく策定)

法的根拠

- 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を…(中略)…当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとする。(北海道開発法第2条第1項)

策定手続

- 国土交通省が立案し、国土審議会(北海道開発分科会)の審議を経て、閣議決定。
- 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることが可能。

計画の推進のための措置

- 国土交通省は開発計画に基づく公共事業に関する経費の一括計上を実施。[農水省、厚労省、環境省所管事業を含む]
- 国土交通省は開発計画に基づく事業の経費の見積り方針の調整を実施。
- 北海道局・北海道開発局という推進体制の下、効果的に事業を実施。

《参考 国土形成計画との関係等》

- 国土形成計画(全国計画)と開発計画とは相互の上下関係はなく、両者とも国土交通省が立案する国土に関わる計画として相互に調整されるもの。
- 北海道については、地理的な条件や、開発計画が別途策定されていることから、国土形成計画(広域地方計画)を定める区域に含まれていない。

第1次5カ年計画

昭和26年10月策定
計画期間 昭和27～31年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・過酷な状況から出発した戦後復興において、我が国の**自立経済の確立**が喫緊の課題であり、北海道に賦存する**豊富な未開発資源**の開発が重要とされた。

【計画の推進状況】

・緊急施策として、火力・水力等の電源開発、道路・港湾・鉄道・河川の基盤整備、開拓・土地改良・漁港整備による食糧増産等が掲げられ、石狩川水系の泥炭地開発、石炭の積み出しのための苦小牧での掘込港湾造成への着手等が行われた。



桂沢ダム完成(S32)

第2次5カ年計画

昭和32年12月閣議決定
計画期間 昭和33～37年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・高度成長期の始動を迎え、国の**経済の安定的発展**に大きく寄与する資源の開発、特に**石炭や農畜産物等の生産を増強するとともに、産業を振興し労働人口の吸収と道民所得の増大**が図られた。

【計画の推進状況】

・計画期間中の我が国の経済が好調であったことから順調に推移し、目標にほぼ近い成果を上げ、第1次で着手した篠津、根釧の農業開発事業が完成したほか、道路、空港等交通輸送施設の整備が進展。



国営開墾建設事業「美唄地区」
索道による客土(S30年代)

第2期計画

昭和37年7月閣議決定
計画期間 昭和38～45年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・高度成長下で生じた地域格差等の解決に貢献すべく、**産業の高度化・適正配置**に向けた**重化学工業化と交通基盤等の整備、農業の近代化、拠点都市の整備等**が重点的に進められた。

【計画の推進状況】

・概ね日本経済の好不況の波に即し発展したものの、炭坑の相次ぐ閉山や冷害、工業構造の転換の遅れ等の問題も発生。一方で多目的ダム等による水資源開発、大規模な草地開発による酪農畜産の進展等発展基盤の形成が進む。



定山溪～中山峠間(国道230号)開通(S44)

第3期計画

昭和45年7月閣議決定
計画期間 昭和46～55年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・**公害の社会問題化や過密・過疎等の課題**に対応し、我が国が長期的発展を続けるために、**生産と生活が調和する革新的な大規模工業基地や高度な食料生産基地等の建設**を目指した。

【計画の推進状況】

・重要な先導的開発事業とされた**根室新酪農村、苫小牧東部工業基地等**は構想の具体化が図られ一部事業に着手。しかし、昭和46年ニクソ・ショックに始まる経済の激動期に遭遇し、計画期間のうち3年を残して新計画に移行。



苫小牧東港建設工事着工(S51)

第4期計画

昭和53年2月閣議決定
計画期間 昭和53～62年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・環境問題の深刻化や経済の長期低迷等を踏まえ、**安定的で均衡のとれた国土利用・人口配置**に積極的に資することとし、**地域総合環境圏の展開、北方的社会文化環境の形成等**を基本方針とした。

【計画の推進状況】

・19圏域の展開構想を反映させた開発施策を推進。しかし石炭産業、農林水産業の構造調整問題や製造業の不況等により、北海道の経済成長率は全国より低いレベルで推移。昭和60年以降は観光・情報処理産業等新たな産業の興隆により経済が回復基調に乗り始める。



石狩放水水路完成(S57)

第5期計画

昭和63年6月閣議決定
計画期間 昭和63～平成9年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・東京への一極集中を是正し地方の活性化を図る**産業構造の調整、多極分散型国土の形成**が主要課題とされ、**重層ネットワークの形成と都市田園コミュニティの展開**を通じた**国内外の競争に耐え得る力強い北海道の形成**を目標とした。

【計画の推進状況】

・高規格道路や新千歳空港等の高速交通ネットワークの整備が進み、北海道の資源・特性を活かしたニューカントリー事業、ふゆトピア事業を展開。一方、構造調整の影響等から基幹産業は低迷し全国との格差は拡大。



新千歳空港開港(S63)

第6期計画

平成10年4月閣議決定

計画期間 1998(平成10)～2007(平成19)年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・景気後退局面に入り、**循環を基調とする持続的発展が可能な社会への移行**等の国の課題を背景として、**北海道の経済的自立を図り、恵まれた環境・資源の継承、多様な自己実現や交流・生活の場を内外の人々に提供すること**を目標とした。

【計画の推進状況】

・地域との連携による総合的な施策を推進。計画期間中に農水産物輸出額や国際コンテナ貨物が共に約3倍に増加するなど、海外を含めた多様な需要への対応が進捗。IT、バイオ等新たな成長期待産業の萌芽が見られた。



国営農地再編整備事業「中樹林地区」工事着工(H12)

第7期計画

平成20年7月閣議決定

計画期間 2008(平成20)～2017(平成29)年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・地球環境問題の深刻化、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来等、大転換期の**持続可能な経済社会づくりを先導**するため、**アジアに輝く北の拠点、森と水の豊かな北の大地、地域力ある北の広域分散型社会**を目指す。

【計画の推進状況】

・我が国の食料供給に対する貢献の維持や内外の交流を支えるネットワーク・都市機能の向上のための基盤整備は一定の進捗が図られている。インバウンド観光振興等の主要施策の更なる推進や東日本大震災を踏まえた対応等を実施。



道東自動車道(夕張IC～占冠IC)供用(H23)

第8期計画

平成28年3月閣議決定

計画期間 2016(平成28)～2025(令和7)年度

【計画策定の背景と計画の概要】

・本格的な人口減少、大規模災害等の切迫、グローバル化の更なる進展等を背景とし、2050年を見据え、**食と観光を担う「生産空間」を支え「世界の北海道」を目指す**ため、**人が輝く地域社会、世界に目を向けた産業、強靱で持続可能な国土**を目標とした。

【計画の推進状況】

・「生産空間」の維持・発展のため、交通ネットワークの整備等や農林水産業のイノベーションを推進。受入環境整備等により外国人旅行者が増加。
 ・2018年9月の北海道胆振東部地震を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組を推進。
 ・新型コロナウイルス感染症拡大による社会変容への対応が急務。



江別太(江別市) 晩翠(南幌町) 東の里(北広島市)
 千歳川
 北島(恵庭市) 舞鶴(長沼町) 根志越(千歳市)
 千歳川
 千歳川

千歳川遊水地群の供用(R2)

写真撮影 令和2年5月30日

各期の北海道総合開発計画の概要

計 画	北海道総合開発計画		第2期 総合開発計画	第3期 総合開発計画	新北海道 総合開発計画	第5期 総合開発計画	第6期 総合開発計画 明日の日本をつくる 北海道	第7期 地球環境時代を先導する 新たな北海道総合開 発計画	第8期 北海道総合開発計画
	第1次 5ヶ年計画	第2次 5ヶ年計画							
閣議決定	—	昭和32年12月27日	昭和37年7月10日	昭和45年7月10日	昭和53年2月28日	昭和63年6月14日	平成10年4月21日	平成20年7月4日	平成28年3月29日
期 間 (年 度)	昭和27～31年度	昭和33～37年度	昭和38～45年度	昭和46～55年度 (昭和52年度打切)	昭和53～62年度	昭和63～平成9年度	平成10～ おおむね19年度	平成20～ おおむね29年度	平成28年～ おおむね令和7年度
計画の目標等	資源開発	産業の振興	産業構造の高度化	高生産・高福祉社会の 建設	安定性のある総合環境 の形成	我が国の長期的発展 への貢献・力強い北 海道の形成	北海道の自立、恵まれた 環境・資源の継承等	開かれた競争力ある北海 道、持続可能で美しい北 海道の実現等	人が輝く地域社会、世 界に目を向けた産業、 強靱で持続可能な国 土
戦略等	—	—	拠点開発の推進	先導的開発事業の推進 中核都市圏の整備と広 域生活圏の形成	地域総合環境圏の展開	重層ネットワーク構造 の形成と都市田園複 合コミュニティの展開	地域の創意と工夫、適切 な支援	多様な連携・協働、新た な北海道イニシアティブ の発揮等	産学官民金連携によ る重層的なプラット フォームの形成、イノ ベーションの先導的・ 積極的導入、戦略的 な社会資本整備等
主要施策	電源の開発 道路、港湾、河川等 の整備拡充 食糧の増産 開発の基本調査	道路、港湾等産業 基盤の増強 電源の開発 国土保全施設の整 備 農業生産基盤の拡 充強化 農林水産業の生産 性強化 鉱工業の積極的開 発 文化厚生労働施設 の整備	農林水産業の近代化 鉱工業の積極的開発振興 総合的交通通信体系の確 立 国土保全と利水の総合的 推進 社会生活環境施設等の整 備拡充 産業技術の開発、技術、訓 練の強化並びに労働力移 動の円滑化	近代的産業の開発振興 社会生活基盤の強化 新交通、通信、エネル ギ―輸送体系の確立 国土保全と水資源の開 発 自然の保護保存と観光 開発の推進	基幹的産業の発展基盤 の整備 中枢管理拠点の形成 都市及び農山漁村環境 の整備 基幹的交通通信体系の 整備 水資源開発施策等の整 備 国土保全等安全基盤の 確保 北方的社会文化環境の 形成	柔軟で活力のある産 業群の形成 高度な交通、情報・通 信ネットワークの形成 安全でゆとりのある地 域社会の形成	地球規模に視点を置いた 食料基地を実現し成長期 待産業等を育成する施策 北の国際交流圏を形成 する施策 北海道の美しさ雄大さを 引き継ぐ環境を保全する 施策 観光・保養など国民の多 様な自己実現や交流の 場を形成する施策 安全でゆとりある生活の 場を実現する施策	グローバルな競争力ある 自立的安定的経済の実 現 地球環境時代を先導し、 自然と共生する持続可能 な地域社会の形成 魅力と活力ある北国の地 域づくり・まちづくり 内外の交流を支えるネッ トワークとモビリティの向 上 安全・安心な国土づくり	人が輝く地域社会の 形成 ・北海道型地域構造の保 持・形成に向けた定住・ 交流環境の維持増進 ・北海道の価値創造力の 強化に向けた多様な人 材の確保・対流の促進 ・北方領土隣接地域の安 定振興 ・アイヌ文化の振興等 世界に目を向けた産 業の振興 ・農林水産業・食関連産 業の振興 ・世界水準の観光地の形 成 ・地域の強みを活かした 産業の育成 強靱で持続可能な国 土の形成 ・恵み豊かな自然と共生 する持続可能な地域社 会の形成 ・強靱な国土づくりへの貢 献と安全・安心な社会基 盤の形成
経済社会フ レーム	人 口	600万人	550万人	586万人	600万人	620万人	620万人	580万人	
	経済 成長率	—	7.1%	8.8%	9.6%	7%	4.25%	おおむね全国と 同程度	
	資 金	4,335億円	6,600億円	3.3兆円 行政投資0.94兆円、政府企業、 民間企業等投資2.36兆円	20.75兆円 行政投資8.55兆円、民間企 業等投資12.2兆円	47.1兆円 行政投資18.1兆円、民間 企業等投資29兆円	60兆円程度 内広義の国土基盤投 資40兆円程度	—	

第8期北海道総合開発計画の概要

第1章 計画策定の意義

第1節 北海道開発の経緯

- ・ 国全体の安定と発展に寄与するため、特別な開発政策の下、北海道開発を推進。
- ・ 第7期計画策定後、食料品等の輸出額倍増、外国人観光客数100万人突破等、成長期待産業の萌芽が見られた一方、経済・人口は縮小傾向。加えて、低炭素社会の形成に向けた取組強化、ネットワーク未整備区間の解消、地域コミュニティ維持が課題。

第2節 我が国を取り巻く時代の潮流

- (1)本格的な人口減少時代の到来
- (2)グローバル化の更なる進展と国際環境の変化
- (3)大規模災害等の切迫

第3節 新たな北海道総合開発計画の意義

- ・ **北海道開発の基本的意義**：北海道の資源・特性を活かして、国の課題の解決に貢献。
- ・ 人口減少・高齢化の急速な進展等により、食や自然環境など北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「**生産空間**」の維持が困難となるおそれ。
- ・ 今後10年間で「**生産空間のサバイバル**」、「**地域としての生き残り**」を賭けた重要な期間と認識。
- ・ 北海道新幹線開業、高速道路網の道東延伸、2020年オリパラ等は、**北海道の魅力発信**の契機。
- ・ これらの機会を捉え、地域が一体となって戦略的に取組を進めることにより、本格的な人口減少時代にあっても活力を失うことなく人々が豊かな暮らしを送ることのできる地域社会の先駆的形成を図る。

第2章 計画の目標

- **キャッチフレーズ**：「**世界の北海道**」
- **ビジョン**：2050年を見据え、「**世界水準の価値創造空間**」の形成
- ≪3つの目標≫
- (1)人が輝く地域社会 (2)世界に目を向けた産業 (3)強靱で持続可能な国土

第3章 計画推進の基本方針

第1節 計画の期間 2016(平成28)～2025(令和7)年度の10年間

第2節 施策の基本的な考え方

- **北海道型地域構造の保持・形成**
 - ・ 重層的な機能分担、ネットワークによる連携を通じ、日常生活に支障のない都市機能・生活機能が提供される「**基礎圏域**」を形成。基礎圏域内外の人々の活発な対流を促進する中で人口の自然減・社会減を抑制。
- **北海道の価値創造力の強化**
 - ・ 人口減少時代にあっては、「**人**」こそが**資源**。
 - ・ 地域づくり人材の支援・協働を図る「**プラットフォーム**」を構築し、多様で柔軟な取組を展開。

第3節 計画の推進方策

- (1)産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成
 - ・ **産学官民金が連携**するプラットフォームを北海道全体又は地域ごとに展開し、人材育成、地域づくり等の取組を持続的にマネジメント。
- (2)イノベーションの先導的・積極的導入～「**北海道イニシアティブ**」の推進
 - ・ **技術の力**で人口減をカバーし、地域の課題を旧弊にとらわれずイノベティブに解決。
- (3)戦略的な社会資本整備
 - ・ 社会資本の**ストック効果**を最大限に発揮。戦略的なインフラメンテナンスの徹底、技術開発も活用した「賢く使う」取組の充実強化。
- (4)計画のマネジメント
 - ・ 「企画立案→実施→評価→改善」のマネジメントサイクル。おおむね5年後に総合的な点検。

第4章 計画の主要施策

第1節 人が輝く地域社会の形成

- (1)北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進
 - ①基礎圏域の形成
 - ②地方部の生産空間
 - ③地方部の市街地
 - ④基礎圏域中心都市
 - ⑤札幌都市圏
 - ⑥国境周辺地域の振興
- (2)北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
 - ・ 共助社会づくり、「活動人口」の確保
 - ・ 北日本や海外との「人の対流」
 - ・ 地域づくり人材の発掘・育成
- (3)北方領土隣接地域の安定振興
- (4)アイヌ文化の振興等

第2節 世界に目を向けた産業の振興

- (1)農林水産業・食関連産業の振興
 - ①イノベーションによる農林水産業の振興
 - ②「食」の高付加価値化と総合拠点づくり
 - ③「食」の海外展開
 - ④地域資源を活用した農山漁村の活性化
- (2)世界水準の観光地の形成
 - ・ 世界に通用する魅力ある観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大
 - ・ 外国人旅行者の受入環境整備
 - ・ MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客等の積極的な取り込み
 - ・ インバウンド新時代に向けた戦略的取組
- (3)地域の強みを活かした産業の育成
 - ・ 北の優位性の活用
 - ・ 産業集積の更なる発展
 - ・ 産業を支える人流・物流ネットワークの整備等
 - ・ 地域消費型産業を始めとする地域経済の活性化
 - ・ 域内投資等の促進

第3節 強靱で持続可能な国土の形成

- (1)恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成
 - ①**環境と経済・社会の持続可能性の確保**
 - ・ 自然共生社会の形成
 - ・ 循環型社会の形成
 - ・ 低炭素社会の形成
 - ②**環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現**
 - ・ 再生可能エネルギーの更なる導入に向けた取組
 - ・ 暖房用熱源や自動車燃料等北海道の地域特性を踏まえた取組
- (2)強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成
 - ①**激甚化・多様化する災害への対応**
 - ・ 「人命を守る」ための体制づくり
 - ・ 地震・津波災害、火山噴火等の大規模自然災害への対応
 - ・ 気候変動等による水害・土砂災害リスクへの対応
 - ・ 冬期災害への対応
 - ②**我が国全体の国土強靱化への貢献**
 - ・ 国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保
 - ・ 災害時における食料の安定供給の確保
 - ③**安全・安心な社会基盤の利活用**
 - ・ インフラ老朽化対策の推進
 - ・ 交通安全対策の推進
 - ・ 強靱な国土づくりを支える人材の育成

第8期北海道総合開発計画の推進について《計画のポイント等》

- 計画のポイントは、北海道の強みである「食」と「観光」を戦略的産業として位置付け、食と観光を担う「生産空間」を支えながら、「世界水準の価値創造空間」の形成を目指すこと。
- 社会や時代の要請を踏まえ、「世界水準の観光地の形成」「食料供給基地としての持続的発展」等に重点的に取り組む。
- 計画を効果的に推進するため、目指す姿や行動の指針となる数値目標を念頭に置き、それを実現するための課題を明らかにする。また、これらに関係者と共有し、施策を推進する。

北海道の現状

◎北海道は我が国の食料供給基地

食料自給率(カロリーベース)(R1)

北海道: 216% (概算値)
全国 : 38%

出典: 農林水産省「食料需給表」、「都道府県別食料自給率の推移」

全国1位の生産量の主な農水産物(R2)

- ・ ぼたてがい: 35万t (全国の99.8%)
- ・ ばれいしょ: 173万t (79%)
- ・ 生乳 : 415万t (56%)

出典: 農林水産省「作物統計」、「牛乳乳製品統計調査」、「漁業・養殖生産統計」

◎食の輸出、外国人観光客も増加傾向 (新型コロナウイルス感染症拡大前まで)

道産食品輸出額: 11年で約3倍に



来道外国人旅行者数: 9年で約4倍に

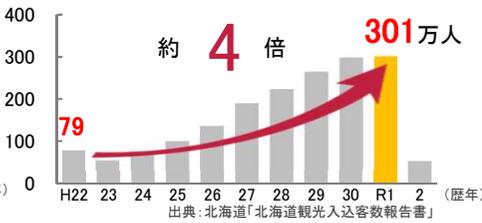
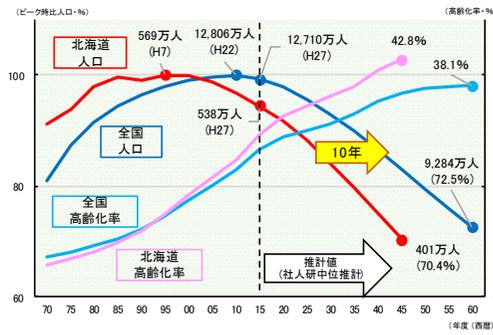


図1

課題

◎北海道の人口減少は全国よりも10年程度先行

全国よりも10年先んじて人口減少が進展



出典: 総務省「国勢調査」、「人口推計」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位(死亡中位)推計)」、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

◎本州等とは距離感の異なる広域分散型社会

北海道の広さ



図2

これからの北海道の戦略

「食」「観光」が戦略的産業

- 人口減少時代にあっても、
- ・ 世界と競争し得るポテンシャルがある
 - ・ アジアなど世界の市場が拡大傾向

農林水産業、観光等を担う**「生産空間」**を支え**「世界の北海道」**を目指す

計画(H28～概ねR7)の重点的取組
[数値目標の達成に向けた課題の抽出・共有]

社会や時代の要請を踏まえ
着実に計画を推進

「観光先進国」実現をリードする世界水準の観光地の形成

食料供給基地としての持続的発展

食と観光を担う「生産空間」を支える取組

北海道型地域構造の保持・形成

人流・物流ネットワークの整備

強靱で持続可能な国土の形成

北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

- 「生産空間」は、主として農業・漁業に関わる場として、食料供給に大きく貢献し、観光その他多面的・公益的機能を提供している。
- 北海道型地域構造を保持・形成するため、「所得・雇用の確保」「生活機能・集落機能の確保」「地域の魅力向上」「安心・安全な社会基盤の形成」の観点から、3つのモデル地域において、地域課題の解決に向け先導的に取り組んでいる。

地域構造の望ましい姿 ～「生産空間」のサバイバル～

北海道の「強み」を支える「生産空間」として、10年後も、2050年も**その役割を果たし続ける**とともに、**それを支える人々が住み続ける**ことが必要

そのためには「定住環境の確保」が必須

頼り頼られる3つの層の「**重層的な機能分担**」と「**ネットワークによる連携**」（北海道版コンパクト+ネットワーク）で課題に対応

下記の観点についての取組を有機的・総合的に実施

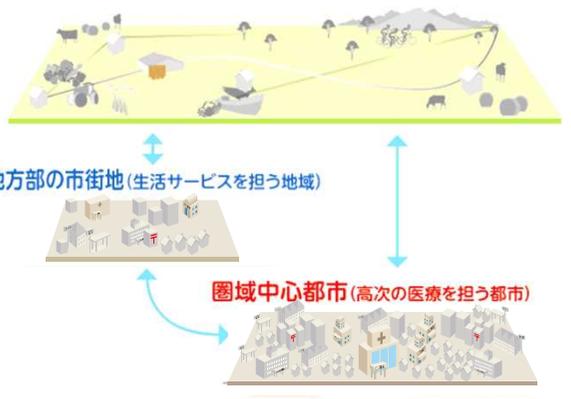
所得・雇用の確保

生活機能・集落機能の確保

地域の魅力向上

安全・安心な社会基盤の確保

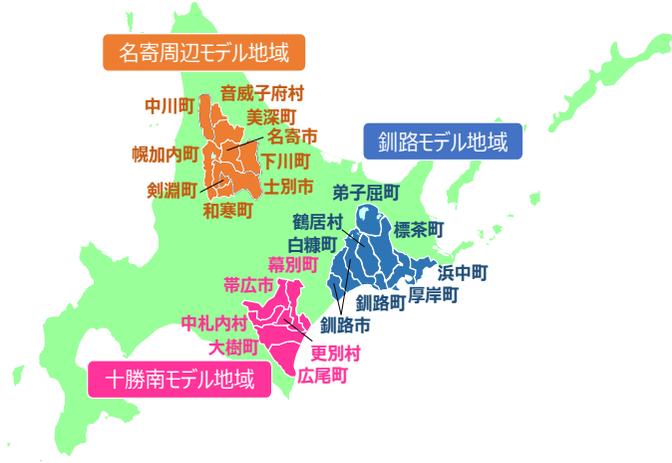
生産空間（農林水産や観光等を担う地域）



北海道型地域構造（基礎圏域）～頼り頼られる3つの層～

北海道型地域構造を保持・形成に向けた3つのモデル地域での取組

3つのモデル地域



観光ワーキングチーム（名寄周辺）

道北観光連盟や天塩川シーニックバイウェイ等と連携して、複数の事業主体による連携プロジェクトを育成



自転車&カーヌー&トレッキング+JRを組合せた周遊ツアー
(なよろ観光まちづくり協会資料より)

物流ワーキングチーム（名寄周辺）

物流の維持に向けて、集荷機能の強化と貨客混載の取組促進を主課題として改善方を議論



「道の駅」を活用した共同配送の実証実験

交通ワーキングチーム（十勝南）

地域公共交通の維持及び活性化を目指し、地域連携による利便性の高い交通ネットワークの形成について議論



自動運転サービス実証実験（道の駅「コスモール大樹」）

農業ワーキングチーム（十勝南）

20地域のJAが連携し、農繁期の労働力不足の解消や効率化に資する取組を推進



スマホアプリを活用し、就業希望者と生産者をマッチングし、1日単位で就労できる取組を実施

北海道型地域構造を保持・形成するための4つの視点

所得・雇用の確保

人口減少、高齢化の進行 → 地域の基幹産業の振興を通じた所得向上、雇用創出 働く

生活機能・集落機能の確保

他の都府県とスケールの異なる広域分散型社会 → 日常生活に必要な医療、買い物、教育等の生活サービスへの交通・情報ネットワーク確保 暮らす

地域の魅力向上

定住・交流の促進 → 人々が「暮らしたい」、「訪れたい」と感じる地域の魅力向上 楽しむ

安全・安心な社会基盤の形成

頻発、激甚化する自然災害等 → 命と暮らしを守る備え 備える

◆第8期北海道総合開発計画中間点検報告書【概要】◆

第8期北海道総合開発計画のポイント

〈北海道開発の基本的意義〉 北海道の資源・特性を活かして国の課題解決に貢献
 〈第8期北海道総合開発計画のポイント〉

北海道の強みである「食」「観光」が戦略的産業

農林水産業、観光等を担う
 「生産空間」※を支え「世界の北海道」を目指す

※生産空間：主として農業・漁業に係る生産の場を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

「生産空間」を支える取組：○北海道型地域構造の保持・形成、○人流・物流ネットワークの整備、○強靱で持続可能な国土の形成

第8期北海道総合開発計画中間点検

※計画策定からおおむね5年後に計画の総合的な点検を実施 →令和2年度に中間点検

第8期計画策定時に我が国が直面していた課題

人口減少・少子高齢化

グローバル化の進展

大規模災害等への対応

計画策定以降における北海道（開発）を取り巻く状況の変化

- 2016.8 北海道豪雨災害 * 4つの台風が連続して上陸・接近
- 2018.9 北海道胆振東部地震 * 北海道初の震度7。全道でブラックアウトが発生
- 2020.1~ 新型コロナウイルス感染症の拡大
- その他、Society5.0の推進、2050年カーボンニュートラル宣言等

第8期北海道総合開発計画 〔平成28年3月29日閣議決定 計画期間：2016~おおむね2025年度〕

[3つの目標と重点施策]

人が輝く地域社会

- 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進
- 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
- 北方領土隣接地域の安定振興
- アイヌ文化の振興等

世界に目を向けた産業

- [食] 農林水産業・食関連産業の振興
- [観光] 世界水準の観光地の形成
- [産業] 地域の強みを活かした産業の育成

強靱で持続可能な国土

- [環境] 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成
- [強靱化] 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

計画推進の基本方針

- 北海道型地域構造の保持・形成
- 北海道の価値創造力の強化

第8期計画中間点検

【目標の達成状況の評価等】

- 重点施策の達成状況
- 数値目標の達成状況

各目標の達成状況を総合的に評価、課題を整理

【今後の第8期計画の推進について】

【基本的な考え方】

- 感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動両立が必要
- 感染症の影響を受けても、「食」「観光」の強み・魅力は失われない
- 「新たな日常」を先導する地域を創出

【今後の重要施策の概要】

人が輝く地域社会

分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

世界に目を向けた産業

- [食] 我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速
- [観光] 国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化
- [産業] ポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進

強靱で持続可能な国土

- [強靱化] 激甚化・頻発化する災害等対応/冬期複合災害への備え
- [環境] 環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組

計画推進の基本方針

- 北海道型地域構造の保持・形成
- 北海道の価値創造力の強化

○中間点検に係る調査審議

【検討体制】 計画推進部会は2020（令和2）年度内を目処に点検結果を取りまとめの上、北海道開発分科会に報告

【調査審議事項】 ①第8期計画の施策の点検、施策の進捗状況を把握、目標の達成状況の評価し、課題を明らかにする
 ②今後の推進方策：近年の社会経済情勢及び①を踏まえ、2021（令和3）年度以降の推進方策を検討する

※数値目標については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を分析した上で、改めて整理

○中間点検スケジュール

令和3年2月4日 計画推進部会（中間点検報告書のとりまとめ）
 2月25日 第24回北海道開発分科会（中間点検報告書の報告）
 → 最終報告とりまとめ

2 新たな北海道総合開発計画の策定の背景について

北海道開発を取り巻く状況の変化

- 計画の中間点検以降、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大、2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策の展開など、北海道開発を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じている。
- 未来に向けた変化をとらえ、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応するため、**2050年の長期を見据えた新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討に着手する。**

第8期北海道総合開発計画

3つの目標と主要施策

- 人が輝く地域社会の形成
- 世界に目を向けた産業の振興
- 強靱で持続可能な国土の形成

計画策定以降における状況の変化

- 2016.8 北海道豪雨災害
- 2018.9 北海道胆振東部地震
- 2020.1 新型コロナウイルス感染症の拡大 等

中間点検(令和3年2月取りまとめ)

【調査審議事項】

- ①第8期計画の施策の点検: 施策の進捗状況を把握
目標の達成状況を評価、課題を明らかにする
- ②2021年度以降の計画の推進方策を検討

【今後の計画推進の基本的考え方】

- 感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要。
 - 感染症の影響を受けても、「食」と「観光」の強みは失われない。
 - 「新たな日常」を先導する地域を創出する。
- ※数値目標については感染症の影響を分析した上で改めて整理

中間点検以降の状況の変化

- 新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大
経済・社会に対するダメージの深刻化
- 2050年カーボンニュートラル等、国の政策の迅速な展開

我が国及び北海道開発をめぐる情勢

【気候変動と自然災害の激甚化・頻発化】

- 地球温暖化の進行により、農業・漁業、水資源等に広範な影響
- カーボンニュートラルに向けて世界、日本において取組が加速
- 水災害や巨大地震・津波等、自然災害の激甚化・頻発化が懸念

【国際環境の変化と資源に係る需要の見通し】

- 世界人口はさらに増加し、アジア主要国の経済成長は続く見込み
- 感染症や国際秩序の変動によりグローバル・サプライチェーンに変化
- 世界のエネルギー需要、食料需要、水需要はさらに増加の見通し

【人口減少・少子高齢化の加速】

- 人口減少が全国に先行し、高齢化は全国を上回るスピードで進展
- 感染症により東京一極集中に変化の兆し、札幌一極集中は更に進行

【地域・暮らし等の変化】

- 「物の豊かさ」を求める時代から「心の豊かさ」を求める時代へ
- 地方への関心の高まり、自由な働き方や暮らし方を求める考え方 等

国の課題解決に貢献する北海道の資源・特性

- 2050年カーボンニュートラルに資する豊富な再生可能エネルギー賦存量等
- 地球規模の資源需要の増加の中で我が国の食料安全保障を支える食料供給力
- 恵み豊かな自然に囲まれて心の豊かさにあふれた開放的な暮らし

中間点検以降の状況変化を踏まえ、2050年の長期を見据えて、新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討に着手

①「国土の長期展望」と国土形成計画の関係

- 令和3年6月 「国土の長期展望」とりまとめ・公表(14頁)。
- 令和3年7月 第23回国土審議会で新たな国土形成計画を調査審議する計画部会を設置。
- 令和3年9月 国土審議会第1回計画部会で**新たな国土形成計画**の策定に向け審議を開始(計画の検討内容:15~17頁)。

②カーボンニュートラルの関係

- 令和3年3月 北海道庁において「ゼロカーボン北海道」をキャッチフレーズに「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)」を策定(18頁)。
- 令和3年4月 米国主催気候サミットで「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに挑戦を続ける」と総理が表明。
- 令和3年5月 「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」が成立。2050年カーボンニュートラルを基本理念として位置づけ。
- 令和3年6月 「地域脱炭素ロードマップ」を取りまとめ。2050年脱炭素社会の実現に向けて2030年度までに集中して行う施策などを提示。
- 令和3年6月 「カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定(19頁)。
- 令和3年10月 「地球温暖化対策計画」を閣議決定(20頁)。
- 令和3年10月 「第6次エネルギー基本計画」を閣議決定(21頁)。
- 令和3年10月 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定(22頁)。

③社会資本整備、交通、国土強靱化の関係

- 令和3年3月 「新たな住生活基本計画」を閣議決定。
- 令和3年4月 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が成立。
- 令和3年4月 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が成立(23頁)。
- 令和3年5月 「第5次社会資本整備重点計画」を閣議決定(24頁)。
- 令和3年5月 「第2次交通政策基本計画」を閣議決定(25頁)。
- 令和3年6月 「総合物流施策大綱(2021年度~2025年度)」を閣議決定。
- 令和3年6月 「国土交通技術行政の基本政策懇談会サードステージとりまとめ」を公表。
- 令和3年7月 「国土交通グリーンチャレンジ」を取りまとめ。
- 令和3年8月 「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」を策定。

④農林水産業や農山漁村の振興の関係

- 令和3年3月 「土地改良長期計画」を閣議決定。
- 令和3年3月 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)に基づき「農業DX構想」を取りまとめ。
- 令和3年5月 「みどりの食料システム戦略」を策定(26頁)。 ※2050年農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現 等
- 令和3年6月 「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立。
※「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」から名称変更。
- 令和3年6月 「森林・林業基本計画」を閣議決定(27頁)。

⑤科学技術の関係

- 令和3年3月 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」を閣議決定。
- 令和3年5月 「デジタル社会形成基本法」「デジタル庁設置法」「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立。
- 令和3年12月 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定(28頁)。

○「国土の長期展望」(最終とりまとめ) (令和3年6月 国土審議会計画推進部会)

課題認識 (平成27年の現行国土形成計画策定後にも、我が国の持続可能性を脅かしかねない急激な状況の変化)

- (1) 中位推計を大幅に下回る出生数
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大
- (3) 風水害を中心とした自然災害の激甚化・頻発化
- (4) デジタル革命の急速な進展
- (5) 2050年カーボンニュートラルの宣言(地球環境問題の切迫)

デジタル世界の到来は、地理的条件で不利な地方の再生の好機
 価値観が多様化する中で、より貴重となるリアルの世界
 「コンパクト+ネットワーク」による持続可能な地域づくりの必要性



『デジタルを前提とした国土の再構築』

～人口減少下でも安心して暮らし続けられる国土へ～

国土づくりの目標 : 『真の豊かさ』を実感できる国土

「真の豊かさ」は個々人の価値観に基づき多様で、一様には示せない ⇒ それを追い求めるために、以下のような共通の土台は必要

① 安全・安心

- 災害対応や医療の充実
- 地域における暮らしの維持

② 自由・多様

- 多様な選択肢から、自由に選べる働き方・暮らし方・生き方

③ 快適・喜び

- 暮らしの利便性や「稼ぐ力」(物的豊かさ)
- 豊かな自然、文化や生きがい(心的豊かさ)

④ 対流・共生

- 人・モノ・情報の交流
- 多様な人々を支えあい、共感し、共に生きる社会

国土づくりの3つの視点 :

I. ローカル

〔デジタルとリアルとの融合により、利便性の高い地域を多数創出〕
 持続可能で多彩な地域生活圏の形成

II. グローバル

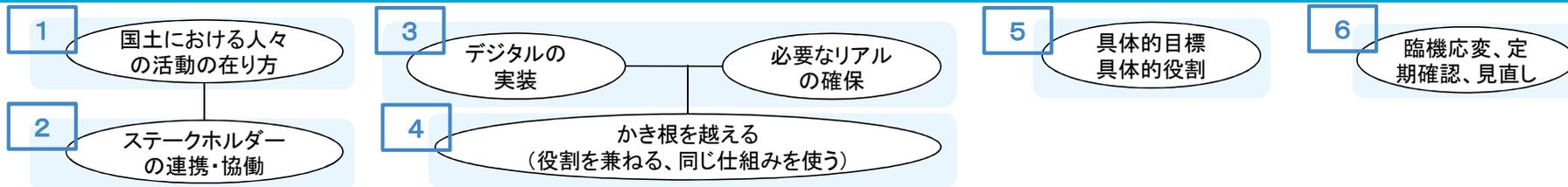
〔国際競争の中で「稼ぐ力」を維持・向上〕
 産業基盤の構造転換と大都市のリノベーション

III. ネットワーク

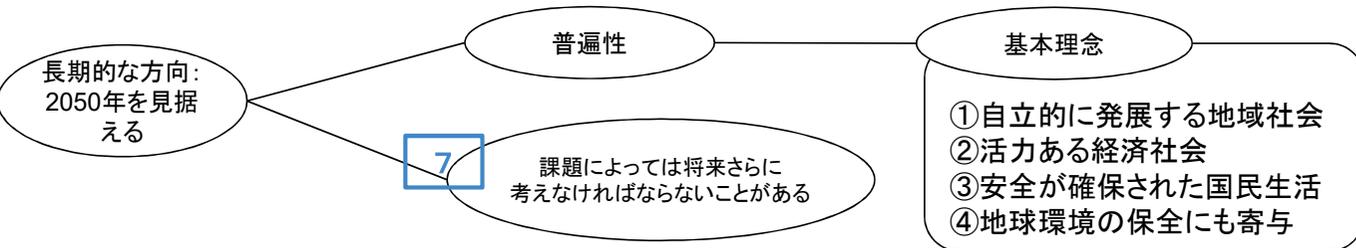
〔情報・交通ネットワークや人と土地・自然・社会とのつながり〕
 人と情報: 「情報通信ネットワーク」の強化 人と人・モノ: 「交通ネットワーク」の充実
 人と土地: 国土の適正管理 人と自然: 災害・地球環境問題対応 人と社会: 共生社会の実現

- 国土審議会に計画部会を設置し、新たな「国土形成計画」の策定に向け審議を行う旨、決定(R3.7.2)
 - 計画部会第1回は9/28(火)開催。(以降、計画部会を順次開催)
 - 令和4年6月、新計画の中間とりまとめ(予定)
- なお、広域地方計画については、令和4年度冬頃目途に新計画の骨子とりまとめ(予定)

策定に当たっての考え方
(機軸)



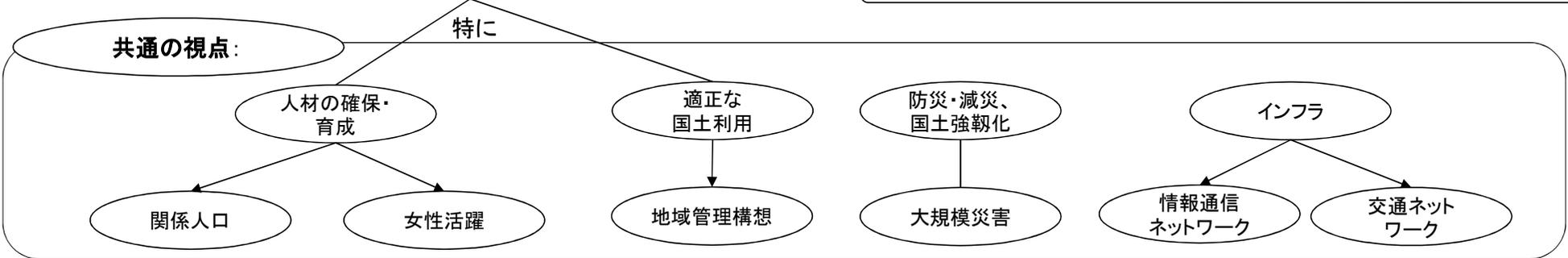
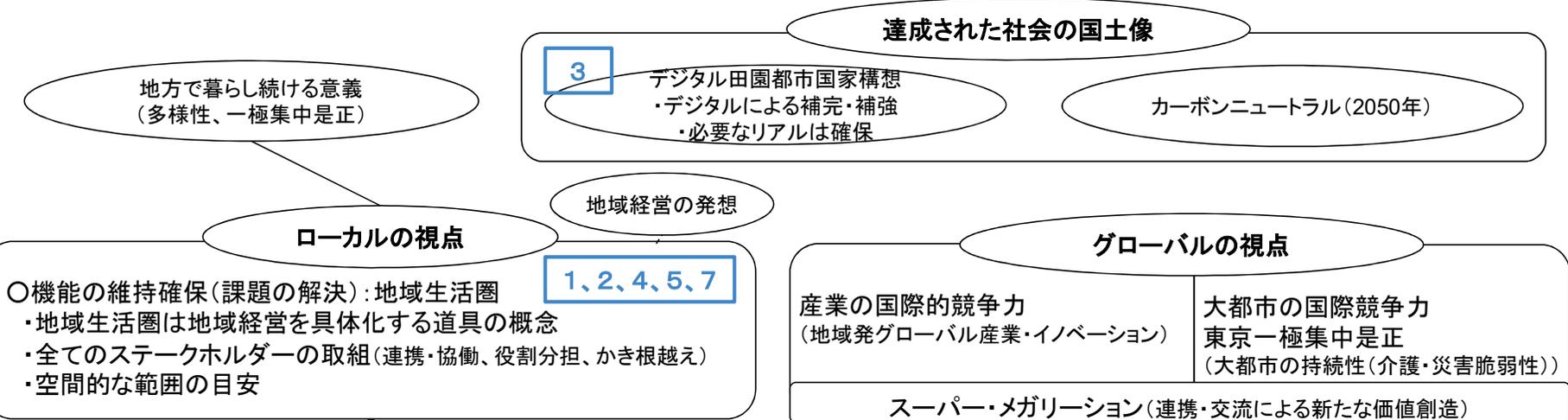
計画の長期性

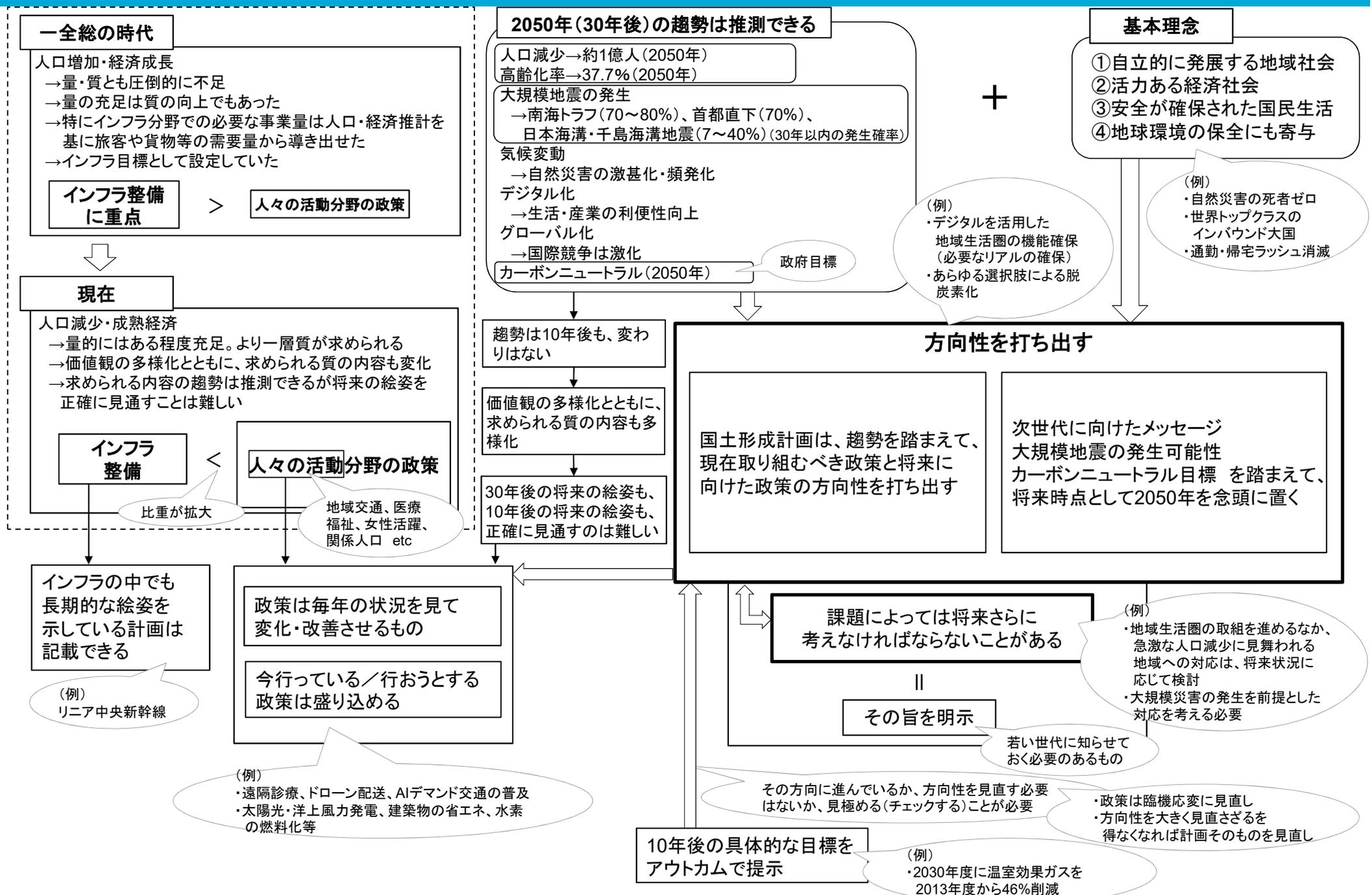


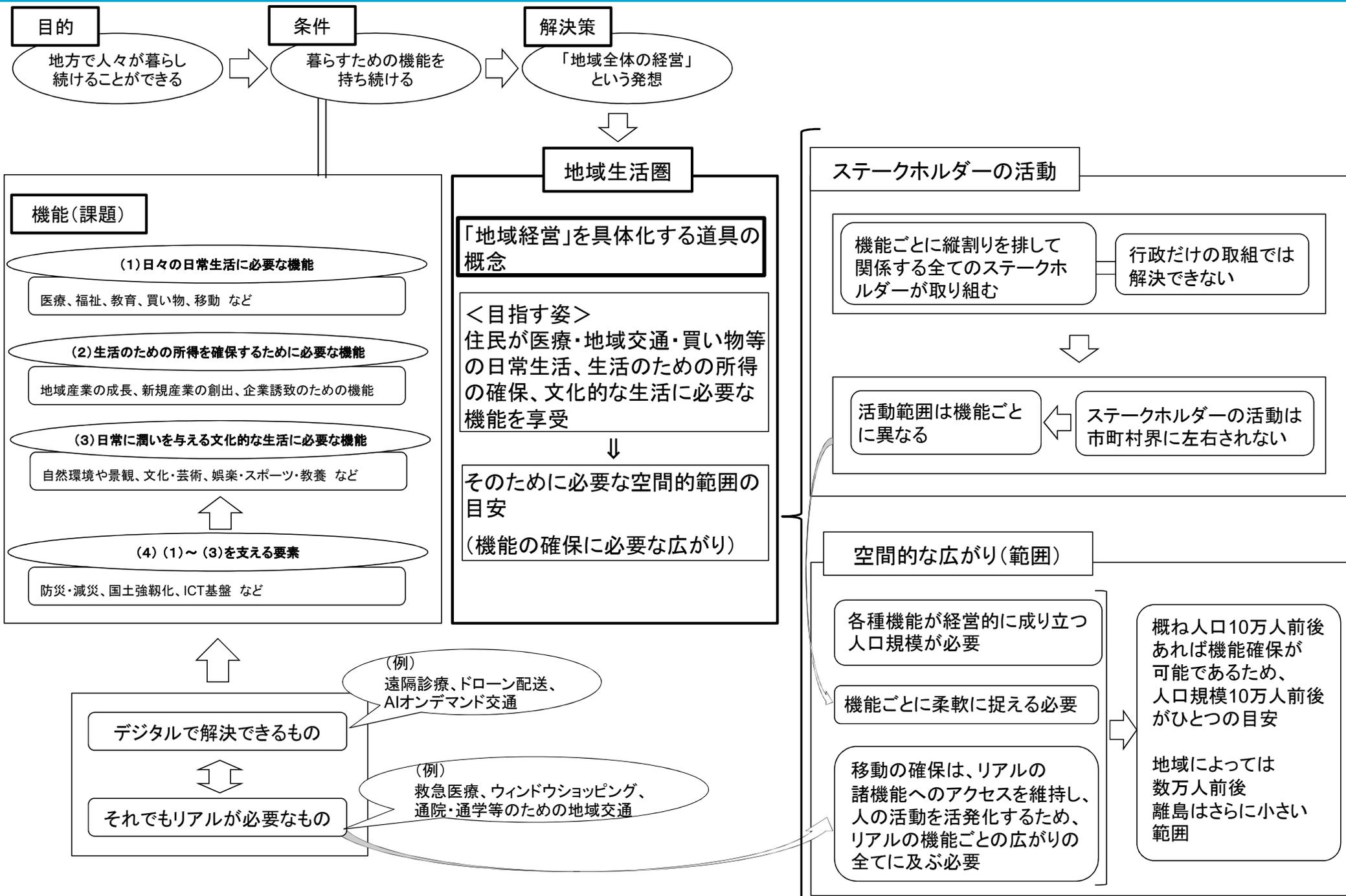
国土像

※「対流促進型国土」「コンパクト+ネットワーク」「一極集中是正」「国土の均衡ある発展」「多軸型国土構造」等の今日的位置付け

政策の方向性







北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)の概要

北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)の概要 ～ 脱炭素への挑戦 新たな未来の創造 ～

1 はじめに

- 気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月に、道は「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明。
- 再生可能エネルギーと森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める。
- そして、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「**ゼロカーボン北海道**」を実現。

2 本計画の位置付けと期間

- 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」など
- 2021(令和3)年度から2030(令和12)年度まで

3 気候変動の影響

- 大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、世界中で地球温暖化が進行しており、今後道民のくらしや産業などにさらに大きな影響を及ぼすと考えられる。

4 世界と日本の削減目標

- パリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを明記。
- 2020年10月、総理大臣が「2050年までに脱炭素社会の実現を目指す」と宣言。

5 北海道の地球温暖化に係る現状

- 積雪寒冷、広域分散型の地域特性により、一人当たりの排出量は全国の約1.3倍。
- 一方、多様なエネルギー源が豊富に賦存し、再生可能エネルギーの活用に向けては全国随一の可能性があり、全国の22%を占める森林など、二酸化炭素を吸収・固定する働きを担う豊かな自然が広がっている。

6 北海道の削減目標

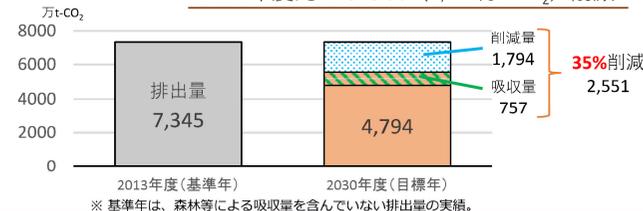
めざす姿(長期目標)

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「**ゼロカーボン北海道**」の実現



中期目標(2030年度)

2013年度比で**35%**(2,551万t-CO₂)削減



7 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策

取組の基本方針

- 豊富な再生可能エネルギーなど本道の地域資源を最大限活用した「地域循環共生圏」の創造
 - 環境と経済が好循環するグリーン社会の構築
 - 人口減少がもたらす諸課題の解決に繋がる地域経済・社会の活性化
 - 災害に対するレジリエンス強化
 - 健康で快適な暮らしの実現
- これらの同時達成を目指し、**あらゆる施策・計画に脱炭素の観点を組み込み**、脱炭素化を促進。

重点的に進める取組

- 道が牽引するゼロカーボン北海道
- 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- あらゆる社会システムの脱炭素化
- 環境と経済の好循環
- 革新的なイノベーションによる創造
- 持続可能な資源利用の推進

- 再生可能エネルギーの最大限の活用
 - 地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開
 - ポテンシャルの最大限の活用に向けた関係産業の振興
- 補助指標：ゼロカーボンシティ表明市町村数、省エネに係るエネルギー消費原単位、新エネの導入目標、森林経営計画の認定率、バイオマスエネルギー利用量 など

- 森林等の二酸化炭素吸収源の確保
- 森林吸収源対策
- 農地土壌対策
- 都市緑化の推進
- 自然環境の保全

ゼロカーボン北海道の実現へのキーワードは、3つの「C」



8 2050年のゼロカーボン北海道のイメージ

2050年までのゼロカーボン北海道の実現

- 再生可能エネルギーと吸収源の最大限の活用
- 地域循環共生圏の創造による環境・経済・社会の統合的な向上
- イノベーションによる社会システムの脱炭素化
- くらしの快適性・健康性の向上、防災・減災性能の向上
- 真に豊かで誇りを持てる社会を次の世代へ

- 全道でのFCV、FCバス等の導入
- 水素サプライチェーンの広域展開
- 極限まで省1.4℃化を進めた設備・機器市場の確立
- 水素ステーションの全道展開
- 新たな技術の普及
- 2035年までに乗用車新車販売で電動車100%
- 革新的なイノベーションの推進

2030年度 削減目標の達成

- 本計画に基づく対策・施策の着実な推進
- 長期的な視点を持った効果的な対策・施策のさらなる導入・展開

2021年



9 計画の推進体制等

- 幅広い関係者との連携・協働
産業、経済、金融などの関係団体等と協議する場の設置などにより、意識の共有や積極的な姿勢の醸成を図り、主体的な取組の促進と新たな連携・協働を生み出す。
- 庁内の推進体制
知事をトップとする部局横断組織により、庁内の連携及び施策の調整を図り、気候変動に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
- 計画の進捗評価
定期的に「北海道環境審議会」による評価を受け、その結果を公表するとともに、施策の見直し等に活用。
- 計画の見直し
概ね5年後に点検を行うほか、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、見直し。

グリーン成長戦略の概要 (令和3年6月18日策定)

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に突入している。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・ 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。 ・ 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

<p>洋上風力・太陽光・地熱</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040年、3,000~4,500万kW導入(洋上風力) 2030年、発電コスト14円/kWhを視野(太陽光) <p>1</p>	<p>水素・燃料アンモニア</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、2,000万トン程度の導入(水素) 東南アジアの5,000億円市場(燃料アンモニア) <p>2</p>	<p>次世代熱エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 <p>3</p>	<p>原子力</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確認 <p>4</p>	<p>自動車・蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% <p>5</p>	<p>半導体・情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 <p>6</p>	<p>船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> 2028年よりも前倒してゼロエミッション船の商業運航実現 <p>7</p>
<p>物流・人流・土木インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 <p>8</p>	<p>食料・農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO₂ゼロエミッション化を実現 <p>9</p>	<p>航空機</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 <p>10</p>	<p>カーボンリサイクル・マテリアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、人工光成プラを既製品並み(CR) ゼロカーボンスチールを実現(マテリアル) <p>11</p>	<p>住宅・建築物・次世代電力マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB(住宅・建築物) <p>12</p>	<p>資源循環関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 <p>13</p>	<p>ライフスタイル関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適なくらし <p>14</p>

政策を総動員し、イノベーションに向けた、企業の前向きな挑戦を全力で後押し。

<p>1 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンイノベーション基金(2兆円の基金) 経営者のコミットを求める仕掛け 特に重要なプロジェクトに対する重点的投資 	<p>2 税制</p> <ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラル投資促進税制(最大10%の税額控除・50%の特別償却) 	<p>3 金融</p> <ul style="list-style-type: none"> 多排出産業向け分野別ロードマップ TCFD等に基づく開示の質と量の充実 グリーン国際金融センターの実現 	<p>4 規制改革・標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術に対応する規制改革 市場形成を見据えた標準化 成長に資するカーボンライジング
<p>5 国際連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米・日EU間の技術協力 アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ 東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク 	<p>6 大学における取組の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等における人材育成 カーボンニュートラルに関する分析手法や統計 	<p>7 2025年日本国際博覧会</p> <ul style="list-style-type: none"> 革新的イノベーション技術の実証の場(未来社会の実験場) 	<p>8 若手ワーキンググループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年時点での現役世代からの提言

地球温暖化対策計画(概要)

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)概要」から抜粋

第6次エネルギー基本計画(概要)

2030年度におけるエネルギー需給の見通しのポイント①

- 今回の見通しは、2030年度の新たな削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示すもの。
- 今回の野心的な見通しに向けた施策の実施に当たっては、安定供給に支障が出ることのないよう、施策の強度、実施のタイミングなどは十分考慮する必要。(例えば、非化石電源が十分に導入される前の段階で、直ちに化石電源の抑制策を講じることになれば、電力の安定供給に支障が生じかねない。)

		(2019年度 ⇒ 旧ミックス)	2030年度ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%*
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1%
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2%
		太陽光 6.7% ⇒ 7.0% 風力 0.7% ⇒ 1.7% 地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1% 水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2% バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。 (再エネの内訳) 太陽光 14~16% 風力 5% 地熱 1% 水力 11% バイオマス 5%

(+ 非エネルギー起源ガス・吸収源)

温室効果ガス削減割合 (14% ⇒ 26%)

46%
更に50%の高みを目指す

- パリ協定の規定に基づき策定
- **2050年カーボンニュートラル**に向けた基本的考え方、ビジョン等を示す

<基本的な考え方>

地球温暖化対策は**経済成長の制約ではなく**、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と**力強い成長を生み出す、その鍵となるもの**。

<各分野のビジョンと対策・施策の方向性>



エネルギー：

再エネ最優先原則
徹底した省エネ
電源の脱炭素化/可能なものは電化
水素、アンモニア、原子力などあらゆる
選択肢を追求



産業：

徹底した省エネ
熱や製造プロセスの脱炭素化



運輸：

2035年乗用車新車は電動車100%
電動車と社会システムの連携・融合



地域・くらし：

地域課題の解決・強靱で活力ある社会
地域脱炭素に向け家庭は脱炭素エネ
ルギーを作って消費



吸収源対策

森林吸収源対策やDACCS (Direct Air Capture with Carbon Storage) の活用

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(概要)

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

< 予算関連法律 >

【公布: R3.5.10 / 施行: R3.7.15 又は R3.11.1】

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- ▶ 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - ー 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - ー 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - ー **利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - ー **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - ー 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - ー **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - ー **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - ー **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - ー **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - ー **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
 - ー **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現 (KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

第5次社会資本整備重点計画(概要)

第1章：第4次計画からの社会情勢の変化

- ①激甚化・頻発化する自然災害、②人口減少等による地域社会の変化、③国内外の経済状況の変化、④加速化するインフラの老朽化
- ⑤デジタル革命の加速、⑥グリーン社会の実現に向けた動き（2050年カーボンニュートラル等）・ライフスタイルや価値観の多様化

新型コロナウイルス感染症による変化（デジタル化の必要性、サプライチェーンの国内回帰、地方移住への関心の高まりや東京一極集中リスクの認識拡大等）

第2章：社会資本整備の取組の方向性

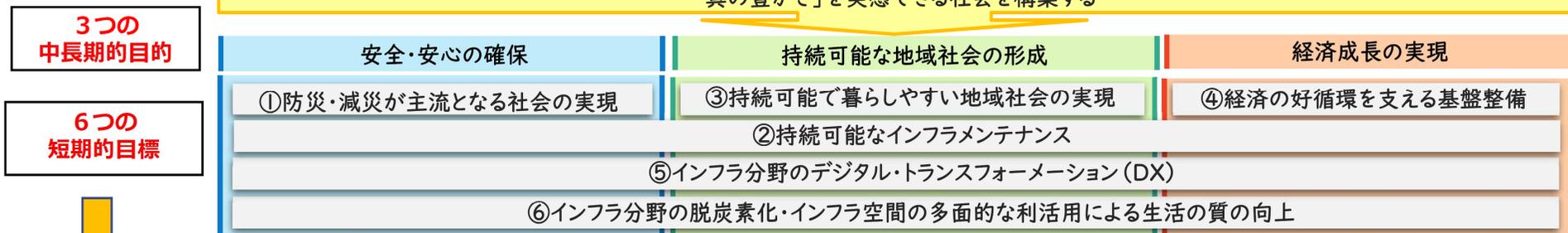
【社会資本整備の中長期的な目的】

- 国民が「**真の豊かさ**」を実感できる社会を構築する。
- そのため「安全・安心の確保」、「持続可能な地域社会の形成」、「経済成長の実現」の**3つの中長期的目的**に資する社会資本を**重点的に整備し、ストック効果の最大化**を目指す。

【5年後の短期的目標及びその達成に向けた取組の方向性】

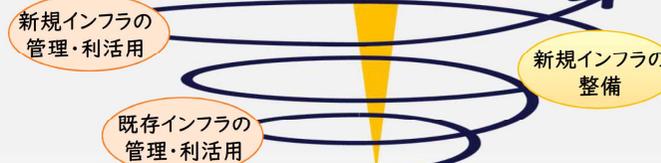
- 3つの中長期的目的及び社会情勢の変化を踏まえ、**5年後を目途に6つの短期的目標**を設定。
- 特に、「**新たな日常**」や**2050年カーボンニュートラルの実現**を見据え、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）や脱炭素化、サプライチェーンの強靱化・最適化、新たな人の流れを支えるための基盤整備等に取り組むことが必要。
- 目標達成に向け、社会資本整備の**ストック効果を最大限発揮**させるためには、社会資本整備に「**総力**」、「**インフラ経営**」の視点を取り入れ、「正のスパイラル」を生み出すことが必要不可欠。

「真の豊かさ」を実感できる社会を構築する



社会資本整備の
ストック効果を
発揮するための
取組の方向性

「正のスパイラル」によるストック効果のさらなる拡大



- ✓「**総力**」「3つの総力(主体・手段・時間軸)」を挙げ、社会資本整備を深化
- ✓「**インフラ経営**」インフラを国民が持つ資産として捉え、その潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造の視点を追加

持続可能で質の高い社会資本整備を下支え

戦略的・計画的な社会資本整備のための安定的・持続的な公共投資の確保

社会資本整備を支える建設産業の担い手の確保・育成や生産性向上
(適切な賃金水準の確保、長時間労働の是正・週休2日の実現、i-Constructionの推進、建設キャリアアップシステムの普及等)

第2次交通政策基本計画(概要)

我が国の課題

○人口減少・超高齢社会への対応 ○デジタル化・DXの推進 ○防災・減災、国土強靱化 ○2050年カーボンニュートラルの実現 ○新型コロナ対策

交通が直面する危機

○地域におけるモビリティ危機
(需要縮小による経営悪化、人手不足等)
○サービスの「質」の低迷

○デジタル化、モビリティ革命等の停滞
○物流における深刻な労働力不足等

○交通に係る安全・安心の課題
(自然災害、老朽化、重大事故等)
○運輸部門での地球温暖化対策の遅れ



新型コロナウイルス感染症の影響

(旅客の輸送需要の大幅減少、テレワーク等の普及、デジタル化の進展、電子商取引 (EC) 市場の進展、防疫意識の浸透 等)

今後の交通政策の基本的方針

危機を乗り越えるため、多様な主体の連携・協働の下、あらゆる施策を総動員して取り組み

A. 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保

<新たに取り組む政策 等>

- ・「事業者の連携の促進」等による地域の輸送サービスの維持確保
- ・公共交通指向型の都市開発 (TOD)
- ・大都市鉄道等の混雑緩和策の検討 (ダイナミックプライシング等)
- ・MaaSや更なるバリアフリー化推進
- ・多様なモビリティの普及 (小型電動モビリティ、電動車いす等) 等

B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化

<新たに取り組む政策 等>

- ・公共交通のデジタル化、データオープン化
- ・運輸行政手続のオンライン化
- ・物流DX実現、労働環境改善等の構造改革、強靱で持続可能な物流ネットワーク構築
- ・自動運転車の早期実用化、自動運航船、ドローン、空飛ぶクルマ等の実証・検討
- ・陸海空の基幹的な高速交通網の形成・維持
- ・インフラシステムの海外展開 等

C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現

<新たに取り組む政策 等>

- ・事業者への「運輸防災マネジメント」導入
- ・災害時の統括的な交通マネジメント
- ・交通インフラのメンテナンスの徹底
- ・公共交通機関の衛生対策等への支援
- ・「安全運転サポカー」の性能向上・普及
- ・働き方改革の推進による人材の確保・育成
- ・脱炭素化に向けた取組 (港湾・海事・航空分野、物流・人流分野) 等

持続可能で強靱、高度なサービスを提供する「次世代型の交通システム」へ転換

みどりの食料システム戦略(概要)

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

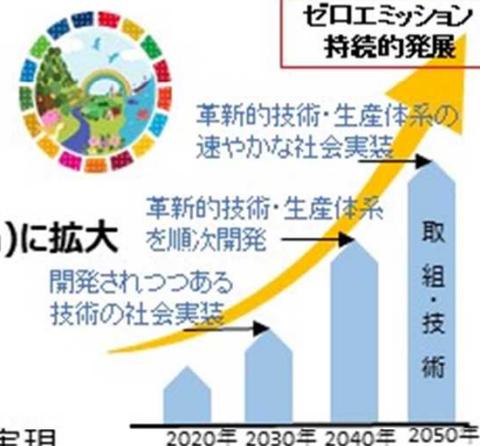
2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

- ※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
- ※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築



- ・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大



- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承



- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画(国連食料システムサミット(2021年9月)など)

森林・林業基本計画(概要)

前計画

新計画

森林・林業・木材産業による「グリーン成長」



人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

目標の進捗

- 森林資源は充実(54億m³)、複層林の誘導に遅れ
- 国産材供給量は概ね計画どおりの31百万m³に

施策の方向

- 原木の安定供給体制の構築
- 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

- ※ **森林**→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業**→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材**→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林**→皆伐地の再造林未実施
→災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業**→伐採収入で再造林ができる林業の確立
→人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材**→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性**→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

○ 森林資源の適正な管理・利用

- 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- 森林整備・治山対策による国土強靱化
- 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- 林業従事者の所得と労働安全の向上
- 長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際+地場競争力の強化

- JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



○ 都市等における「第2の森林」づくり

- 都市・非住宅分野等への木材利用
- 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



【分野横断】デジタル化・新型コロナ対応・東日本大震災からの復興、みどりの食料システム戦略と調和

デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

実現のための6つの方針	実現に向けての理念・原則	デジタル化の基本戦略
① デジタル化による成長戦略	誰一人取り残されないデジタル社会の実現 →誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受 デジタル社会形成のための基本原則 →10原則（デジタル改革基本方針） ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献 →デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則） デジタルファースト/ワンスオンリー/コネクテッド・ワンストップ BPRと規制改革の必要性 <small>※Business Process Reengineering</small> クラウド・バイ・デフォルト原則	デジタル臨時行政調査会 デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認 デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援 国際戦略の推進 包括的データ戦略の推進 DFFT/諸外国デジタル政策 トラスト/ベース・ 関連機関との連携強化 レジストリ/オープンデータ 安全・安心の確保 デジタル産業の育成 サイバーセキュリティ/ ベンチャー・中小企業等の育成 個人情報保護/サイバー犯罪
② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化		
③ デジタル化による地域の活性化		
④ 誰一人取り残されないデジタル社会		
⑤ デジタル人材の育成・確保		
⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略 <small>※Data Free Flow with Trust</small>		

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化

- ・ 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
（ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/公金受取口座登録開始及び行政機関による利用）
- ・ マイナンバー制度の利活用の推進
（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化）
- ・ マイナンバーカードの普及及び利用の推進
（健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充）
- ・ 公共フロントサービスの提供等
（ワンストップサービスの推進）

暮らしのデジタル化

- ・ 準公共分野のデジタル化の推進等
（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/教育（校務のデジタル化/教育データ利活用）/防災/こども/モビリティ/取引）

産業のデジタル化

- ・ 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/GビズID/e-Gov）
- ・ 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援）
- ・ 産業全体のデジタルトランスフォーメーション
（DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/サイバーセキュリティ強化）

デジタル社会を支えるシステム・技術

- ・ 国の情報システムの刷新
（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備）
- ・ 地方の情報システムの刷新
（標準化基本方針の策定等）
- ・ デジタル化を支えるインフラの整備
（5G/光ファイバ/データセンター/海底ケーブル/半導体）
- ・ デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）

デジタル社会のライフスタイル・人材

- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換
（テレワーク/シェアリングエコノミー）
- ・ デジタル人材の育成・確保
（プログラミング必修化/リカレント教育）

3 新たな北海道総合開発計画の策定に向けた 今後の調査審議の進め方について

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた
今後の調査審議の進め方について

令和3年10月14日
国土審議会北海道開発分科会

1 今後の調査審議について

北海道開発をめぐる潮流の急激な変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、新たな北海道総合開発計画を策定することができるよう、計画案の作成に必要な調査審議を進める。

2 調査審議の体制について

1に掲げた事項の調査審議のため、別紙のとおり国土審議会北海道開発分科会に計画部会を置く。

なお、計画推進部会については、これを廃止する。

北海道開発分科会計画部会設置要綱

令和3年10月14日
北海道開発分科会決定

(設置)

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、北海道開発分科会（以下「分科会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務)

- 2 部会は、新たな北海道総合開発計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

(専門委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、令和3年10月14日から施行する。

4 今後の検討スケジュール(案)

今後の検討スケジュール(案)

令和2年度

(3月5日) **第8期北海道総合開発計画中間点検報告書(令和3年2月) 公表**

令和3年度

(7月20日) **第9回計画推進部会** 第8期北海道総合開発計画の推進について

(10月14日) **第25回北海道開発分科会** 新たな北海道総合開発計画の策定に向けて計画部会において調査審議を進めることを決定

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討

(11~12月) 新たな北海道総合開発計画の策定に向けて、地方公共団体、経済団体等からの意見聴取を実施

(3月28日) **第1回計画部会** 2050年の長期を見据えた北海道開発の将来展望について調査審議を開始

令和4年度

(5月23日) **第2回計画部会** 2050年の長期を見据えた北海道開発の将来展望の調査審議の実施

**計画部会
(6回程度)**

上記を踏まえて、新たな北海道開発の策定に向けた調査審議を実施し、中間整理を取りまとめ

北海道開発分科会

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた中間整理について計画部会から報告

**計画部会
(2回程度)**

新たな北海道総合開発計画の策定に関する調査審議を実施し、計画部会報告を取りまとめ

令和5年度

北海道開発分科会

新たな北海道総合開発計画に関する計画部会報告

パブリックコメント等を経て北海道開発分科会において計画案を了承(答申)

新たな北海道総合開発計画の策定(閣議決定)

※諮問の時期については未定

※計画部会の中間整理に向けた調査審議の過程で、地方公共団体、経済団体等からの意見聴取を予定